

別表（第4条、第5条関係）（平19告示65・平19告示164・平21告示22・一部改正）

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	信用保証	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
短期 経営 改善 資金	<p>次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 島田市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであること。</p> <p>(2) 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年3月20日静岡県商工労働部長通知）に基づく短期経営改善資金を申し込むものであること。</p> <p>(3) 中小企業者及び組合であって、常時使用する従業員の数が、50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては20人）以下のものであること。</p> <p>(4) この制度の申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納しているものであること。</p>	仕入れ、決済、賞与等に必要な資金。ただし、組合にあつては、組合員に転貸する資金に使用することができ。 (借換に必要な資金は除く。)	<p>1 企業 700万円</p> <p>1 組合 1,500万円 (組合員に対する転貸融資の場合)</p> <p>1 組合 1億円 かつ 1 組合員当たり 700万円</p>	<p>融資利率 年1.5パーセント</p> <p>内訳 基準金利 年2.06パーセント 県利子補給率 年0.26パーセント 市利子補給率 年0.30パーセント</p>	5月以内	元金均等割賦償還又は一括償還	協会の保証を必要とする。	協会の定めるところによる。	中小企業事業資金（短期経営改善資金）申込書（様式第1号）及び協会が定める書類	取扱金融機関

小口資金	<p>次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 島田市内において原則として3月以上継続して同一事業を営んでいる小規模事業者であること。</p> <p>(2) この制度の申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納しているものであること。</p>	事業資金(借換に必要な資金は除く。)	700万円	<p>融資利率 年1.4パーセント</p> <p>内訳 基準金利 年2.08パーセント 市利子補給率 年0.68パーセント</p>	5年以内	元金均等割賦償還	協会の保証を必要とする。	協会の定めるところによる。	中小企業事業資金（小口資金）申込書（様式第2号）及び協会が定める書類	取扱金融機関
------	---	--------------------	-------	---	------	----------	--------------	---------------	------------------------------------	--------

備考 協会の特別小口保証を利用した融資の場合は、融資利率及び基準金利を各資金の率からそれぞれ0.1パーセント減じた率とする。